北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	148	204	102	157	56	111	56	111	15	23
カナダ	ｶﾅﾀﾞ･ﾄﾞﾙ	188	259	129	200	71	141	71	141	19	29

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ･ﾍﾟｿ	13,300	18,300	9,200	14,200	5,000	10,000	5,000	10,000	1,300	2,100
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ･ﾍﾟｿ	6,400	8,800	4,400	6,800	2,400	4,800	2,400	4,800	640	1,000
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ･ﾄﾞﾙ	148	204	102	157	56	111	56	111	15	23
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ･ﾍﾟｿ	2,730	3,754	1,877	2,901	1,024	2,048	1,024	2,048	273	427
グアテマラ	ｹｯﾂｧﾙ	1,143	1,571	786	1,214	429	857	429	857	114	179
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ･ｺﾛﾝ	88,900	122,200	61,100	94,400	33,300	66,700	33,300	66,700	8,900	13,900
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ･ﾍﾟｿ	533,500	733,500	366,500	566,500	200,000	400,000	200,000	400,000	53,500	83,500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ･ﾄﾞﾙ	21,600	29,750	14,850	22,950	8,100	16,200	8,100	16,200	2,150	3,400
チリ	ﾁﾘ･ﾍﾟｿ	114,500	157,000	78,500	121,500	43,000	85,500	43,000	85,500	11,500	18,000
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ･ﾍﾟｿ	8,510	11,700	5,850	9,045	3,190	6,385	3,190	6,385	850	1,330
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ･ﾄﾊﾞｺﾞ･ﾄﾞﾙ	1,000	1,375	690	1,065	375	750	375	750	100	155
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	5,178	7,120	3,560	5,502	1,942	3,883	1,942	3,883	518	809
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	11,760	16,180	8,090	12,500	4,410	8,820	4,410	8,820	1,180	1,840